

平成21年度の調査地区及び小字名です。

大根占

① 命苦・段中野地区 1.13 km²

船ヶ野・船ヶ野大崎・椿ヶ迫・下屋敷・大草・的畠・横井ノ口・建平・出口
永迫西・石瀬戸・菖蒲ヶ迫・池ノ尾・池之上

② 毛下・半下石地区 1.33 km²

滑川・猪ノ山・石坂山・井手ノ上・カラガ谷・知行山・山犬口・立山・狸久保
藤山・岩迫・平野・足光・竹之本・栗ノ尾・広畑・日當平

田代

③ 麓地区 1.21 km²

船地ヶ迫・田平・グミノ木・松坂宇都・大瀬戸・扇畠・長尾・高塚・井手平
セサブ・中崎・堀内・西ノ城・城内・水船・大根田

④ 辺志切地区 0.52 km²

牛牧坂ノ上・村尻・牧ノ尾・戸崎・戸崎岩淵・福藏塚・楠木迫・辺志切

● 地籍調査について

- 1 年間の立会い日程計画をつくり、通知します。
- 2 現地調査（立会い）の7日くらい前に集合場所・時間等を示し、立会依頼の通知文書を出します。
- 3 立会いが出来ない場合は代理人の委任状を出していただいております。
- 4 南部開発等の終了した地域は地籍調査と同じ精度の測量が行われておりますので対象外です。
- 5 地籍調査では、台帳名義人の変更（名義変更）はできません。
- 6 地籍調査では、ある一定の条件が必要ですが、土地の分筆・合筆・地目変更・住所変更は出来ます。
- 7 地籍調査で打った杭は各自で管理していただきます。（年間何千本かの杭を打ちますので役場で管理することは不可能です。ご理解ください。）
- 8 調査地区内、またはその周辺に測量用の杭（境界杭とは別です）を打たせていただきます。この際測量は見通しがきかないと出来ないなので雑木等の枝払いをさせていただく場合があります。
- 9 公民館等の主なところに黄色の目印テープを用意しておりますので、立会い日までに境界の枝払いをし、なえ竹等にテープを結んで境界のしるしをして立ててください。
- 10 平成21年度の現地立会いは、5月頃から行う予定です。